

SGEC 規準文書 3 SGEC 持続可能な森林管理－要求事項の改正の概要

1. 第 1 章 範囲

「すべての產品およびサービスを対象とする」を「すべての森林および森林外樹木產品とサービスを対象とする」に修正

2. 第 3 章 用語と定義（以下 #20 まで 第 3 章 用語と定義）

農業プランテーション（Agricultural plantations）を追加

3.3 農業プランテーション（Agricultural plantations）

果樹園、アブラヤシのプランテーション、オリーブ園、アグロフォレストゥリーなど樹木の下で作物を栽培する農業生産システムにおける立木

木材以外のすべての関連產品のプランテーションを含む

注意書：農業用プランテーションは「森林」の定義から除外される

3. 農業利用（Agricultural use）を追加

3.4 農業利用（Agricultural use）

農業プランテーションを含む、農業目的の土地利用。

また、畜産用地や休閑地も含む

4. 生態学的に重要な非森林区域（Ecologically important non-forest areas）を追加

3.7 生態学的に重要な非森林区域（Ecologically important non-forest areas）

生態学的に重要な非森林区域とは、下記の区域である

a) 保護対象として、稀少性、脆弱性または代表的森林生態系を含む区域。

b) 固有種および認知された参照リストが定める絶滅危惧種の生息地の顕著な集中がある区域

c) 絶滅種または保護種の遺伝的在来種を含む区域

d) 自然植生の天然分布および豊富さを擁して、世界的、地域的および国家的に重要で広範なランドスケープ形成に貢献する区域

5. 森林転換（Forest conversion）の削除

[現行] 直接的な人為的介入による森林の非林地または森林プランテーションへの転換。

注意書：在来種の植林または直接的な播種または/および人為的な促進による更新で、伐採されたものと同じ優占種または歴史的に存在していたその他の種への更新は森林転換とは見做さない。

6. 森林の農業利用への転換（Forest conversion to agricultural use）を追加

3.11 森林の農業利用への転換（Forest conversion to agricultural use）

人為的か否かを問わず、森林の農業利用への転換。

注意書：植栽、播種及び/あるいは天然種子の人為的な活用により、収穫された樹種と同じ優占種、または過去の樹種構成上存在した他の樹種への更新は農業利用への転換とはみなされない

7. 他の土地利用への森林転換（Forest conversion to other land use）の追加

3.12 他の土地利用への転換（Forest conversion to other land use）

森林の非森林地および非農業利用地への人為による直接的な転換

8. 森林劣化（Forest degradation）の追加

3.13 森林劣化（Forest degradation）

森林被覆の構造的变化であり、以下の転換の形態をとる：

- a) 原生林または天然生林の森林プランテーションまたはその他の樹木地への転換
または
- b) 原生林から育成林への転換。

9. 地理的位置情報（Geolocation）の追加

3.16 地理的位置情報（Geolocation）

緯度経度座標によって記述された土地の地理的位置

少なくとも 1 つの緯度と経度に対応し、少なくとも小数点以下 6 桁を使用する緯度経度座標によって記述される土地の地理的位置。

森林及び森林外樹木產品の生産に使用される 4 ヘクタール以上の土地については、各土地の周囲を表すのに十分な緯度経度点を持つ多角形を用いて提供されなければならない

10. 天然生林（naturally regenerating forest）の追加

3.22 天然生林（naturally regenerating forest）

天然更新により成立した樹木を主体とする森林

以下のいずれかを含む：

- a) 人為により植林されたものか天然更新によるものかの区別ができない森林；
- b) 在来種の天然更新と植栽または播種による樹種が混在する森林で、天然更新による樹種が林分成熟時において立木の蓄積の大部分を占めると予想される森林；
- c) 元々天然更新によって成立した樹木からなる雑木林
- d) 外来種の天然更新による樹木地

注：この定義の適用には、国の林業用語と法的要件を考慮する必要がある。

11. 非木質林產品（non-wood forest products）の定義を修正し、森林外樹木（and Trees

outside Forests) (出典 : FAO 2017)」の修正

12. 森林外樹木(TOF)地域からの非木質林產品 (Non-wood products from TOF areas) の追加

3.25 森林外樹木 (TOF) 地域からの非木質林產品

木材以外の生物由来の製品で、樹木に由来するもの。

13. 「その他の樹木地」を追加

3.27 その他の樹木地

主に農業用地または都市用地として使用されている土地を除き、面積が 0.5 ヘクタールを超える、樹高が 5 メートルを超え、樹冠被覆率が 5% ~ 10% であるか、または樹木が原位置でその基準値に達するか、または樹冠が覆われている土地あるいは低木、灌木及び樹木の合計面積が 10% を超える森林として分類されていない土地

14. プランテーション森林 (Plantation Forest) の定義の修正

3.28 森林プランテーション (Plantation Forest)

木材、繊維、エネルギーのための短伐期プランテーションなど集約的に管理され、植栽時及び林分成熟時に 1~2 種類の樹種、均等な齢級、一定の間隔という基準の全てを満たす育成林。

生態系の保護や回復のために植林された森林、および植林や播種によって育成され、成熟段階で自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう森林は除外される
注意書：この定義の適用には、各国の林業用語や法的要件を考慮する必要がある

[現行] 森林プランテーション (Forest plantation)

主として木材または非木材製品やサービスの生産を目的として、植林または播種によって育成した外来種、または場合によっては在来種の森林。

注意書 1：木材または非木材製品やサービスの生産を目的として育成された外来種の立木すべてを含む。 注意書 2：少數樹種、集約的な地掻き、直線的な立木配置、または/および同林齢の林分等に特徴づけられる在来 種の区域を含めることができる。

注意書 3：この定義の適用にあたっては、各国の林業用語や法的な要求事項などを考慮することが求められる。

15. 育成林 (planted forest) を追加

3.29 育成林

主に植林および/または意図的な播種によって育成された樹木で構成されている森林。ただし、植林または播種された樹木が成熟時に成長株の 50% 以上を構成すると予想される場合に限る。 これには、以前に植林された、または播種により育成された樹木からなる雑木林が含まれる。

注意書: 定義を適用するにあたっては、国の森林用語と法的要件を考慮する必要がある。

16. 原生林 (primary forest) を追加

3.30 原生林

人間の活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。

注: 定義を適用するにあたっては、国の森林用語と法的要件を考慮する必要がある。

17. 森林外樹木 (TOF) の修正

3.34 森林外樹木 (TOF)

国が指定した森林の区域外に生育している樹木。このような地域は通常、その他の樹木地、農業用地、または都市林に分類される

18. 第4章 PEFC 承認規格を適用する各国規格と組織の状況

4.3.3 組織は、森林および森林外樹木産品が収穫される認証区域に関連する地理的位置情報データを保持するものとする。

注意書: 地理的位置情報データは、組織の実際に作業を行う区域に限定することができる。

19. 第6章 計画

6.2.5 規格文章から「劣化や」を削除

20. 第6章 計画

6.3.1.2 規格文章に「貿易、関税」を追加

21. 第8章 施業

森林転換関連の定義をさらに構造化した後、前者の 8.1.4 は 2 つの要件に分割し、1つ目は「農業利用への森林転換」に対応

8.1.4 農業利用への転換を行ってはならない。

22. 第8章 施業

森林転換関連の定義をさらに構造化した後、前者の 8.1.4 は 2 つの要件に分割し、1 番目は「農業利用への森林転換」、2 つ目は「他の土地利用への森林転換」に対応

8.1.5 本規格は、森林の他の土地利用への転換は、その転換が正当化できる状況でない限り行ってはならない。

23. 深刻に劣化した森林プランテーションに転換することに関する 8.1.6 の要求事項を削

除

24. 第8章 施業

森林劣化に関する新たな要求事項の導入

8.1.6 人為的な森林劣化を起こしてはならない。

注意書 1: 2010 年 12 月 31 日以降に人為的な森林劣化（原生林または天然生林からの転換）によって育成されたプランテーション森林は認証の対象外

注意書 2: 2010 年 12 月 31 日以降に人為的な森林劣化（原生林からの転換）によって育成された育成林は認証の対象外

注意書 3: この要件は、成熟した森林が自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう、生態系の保護または回復を目的として育成された植林地、および植林または播種によって育成された現存する森林には適用されない

注意書 4 : 地域的、国家的、準国家的基準への定義の組み込みは、各国の林業用語や法的要件を考慮する必要がある。その結果、制度固有の 定義が意図する成果と最低限同等の成果をもたらす限り、制度特有の明確化や指針をもたらすことができる。

付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン

規準文書 3 本規定の改正に合わせ、付属書 1 の運用ガイドラインの関連部分を以下の通り改正する。

0. 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定

0.2 当該森林の所在場所別の面積並びに育成林・**天然生林**別面積、樹種又は林相、林齡及び立木材積が明らかな森林簿等が常備されていなければならない。

0.3.2 伐採箇所については、**その地理的位置情報（小数点以下 6 衔の緯度、経度情報）**を記録し、保存なければならない。（追加）

1. 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止（グローバルカーボンサイクル）への貢献

1.2 森林の農業利用への転換は、行ってはならない。（追加）

（以下の森林転換にかかる規定については、4. 森林生態系における生物多様性の維持、保

全及びその適切な増進から移行し修正)

1.2.1 森林の他の土地利用への転換に当たっては、原則として森林認証面積の1%以内（但し、500ha未満は5ha以内）とし、原生林については1%以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外はしてはならない。

a) 本規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らして、その影響が無視できる範囲のものであること

b) 自然環境保全法及び自然公園法等の生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと

このほか、本規格の8.4基準4:2021「森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進」及び8.6基準6「森林の社会経済的機能の維持及びその適切な増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林、森林計画、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等の法令に基づき適切に実施しなければならない。

なお、森林の他の土地利用への転換については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。

1.2.2 2010年12月31日以降、原生林から育成林及びプランテーション森林へ転換された森林、天然生林からプランテーション森林へ転換された森林は、認証には不適格となるものとして、取り扱わなければならない。

1.2.3 林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行わなければならぬ。

1.2.4 耕作放棄された農地等の森林への転換については、それが、経済的、環境的、社会的又は文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。

5.2.2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹の育成林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。

改正部分

1. 基本的にPEFCの改正内容を反映

2. PEFCの翻訳の修正

1. 森林林業基本計画の用語を使用

人工林→育成林

天然林→天然生林

2. PEFC 改正後の定義の内容を勘案

転用→転換（転用は森林から他の用途への変化を意味するが、改正規格では、森林内での構造的变化もあるため）

3. 原稿の規準文書 3 で抜けていた PEFC 規定の内容を追加（8.1.7 生態学的に重要な非森林地域における森林造成）